

平成 29 年度高知県外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和 43 年高知県規則第 7 号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、高知県外国人看護師候補者就労研修支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第 2 条 県は、外国人看護師候補者が日本で就労する上で必要となる日本語能力の習得及び外国人看護師候補者を受け入れる施設の研修支援体制の充実を図ることを目的として、経済連携協定（E P A）に基づき入国する外国人看護師候補者の受入施設の設置者（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 日本語習得支援事業
- (2) 就労研修支援事業

(補助率及び補助額の範囲)

第 3 条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の範囲及び補助率については、次に掲げるとおりとする。ただし、第 2 号の規定により算出された補助額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表第 1 の第 1 欄に定める基準額と同表の第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較してその少ない方の額に次の表の第 3 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(補助金の交付の申請)

第 4 条 規則第 3 条第 1 項及び第 2 項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第 1 号様式によるものとし、正副 2 部を知事に提出しなければならない。

(補助金等の交付の決定)

第 5 条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下この条において「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認め

られる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団員等であるとき。

- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更(補助金額の増額及び30パーセントを超える減額をいう。)若しくは補助事業に要する経費配分の変更(補助対象事業区分間の配分の30パーセント以内の変更を除く。)をする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合は、事前に別記第2号様式による変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価50万円(民間団体にあつては、30万円)以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (5) 前号の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があつた場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時にお

いて当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

- (8) 補助金に関する消費税仕入控除税額等が確定した場合は、別記第3号様式による報告書により、速やかに知事に報告しなければならないこと。この場合において、知事に報告があったときは、当該消費税仕入控除税額等の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類及び証拠書類を整備し、補助事業の完了後5年間保管しなければならないこと。
- (10) 補助金の対象経費について重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (11) 補助事業の実施に当たっては、前条各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを、契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(情報の開示)

第7条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(グリーン購入)

第8条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(実績報告)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月21日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第4号から第6号まで、第8号及び第9号並びに第7条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 第4条の規定による申請は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

別表第1（第3条関係）

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 日本語習得支援事業 候補者等1人当たり 117,000円	外国人看護師候補者 就労研修支援事業の実 施に必要な指導者経費 （謝金、人件費及び手 当）、報償費、旅費、需 用費（図書購入費、消耗 品費及び印刷製本費）、 役務費（雑役務費及び通 信運搬費）及び備品購入 費	定額
2 就労研修支援事業 1箇所当たり 461,000円		定額